

法人市民税システム等改修業務（収納管理部門集約化対応）の仕様書等に関する質問と回答

令和2年（2020年）5月 1日
札幌市総務局情報システム部

No.	質問	回答
1	<p>■収納部門集約化対応 機構改革の内容次第で影響範囲が変わると考えています。 つきまして、機構改革の内容に関する詳細な資料を提供いただけますでしょうか。</p>	<p>「機構改革の内容に関する詳細な資料」というのはどのようなものをイメージされているのでしょうか。なお現時点で、担当部局より追加で提示された資料はございません。</p>
2	<p>■収納部門集約化対応 機構改革に対して本案件としては、収納管理部門の集約化を目的とされているが、その内容としては下記の認識であります。 齟齬ありませんでしょうか。</p> <p>①中央市税事務所の納税課収納係を北部市税事務所の収納管理課収納管理係に変更 ②各市税事務所の納税課管理担当係を北部市税事務所の収納管理課収納管理担当係に変更 ③各市税事務所の納税課管理係を各市税事務所の納税課事務係に変更</p>	<p>①③は認識のとおりです。 ②について、「納税課管理担当係」とありますが、機構上は存在しておらず、「各市税事務所の納税課管理係のうち、管理担当の職員」を指す表記となります。 こちらが北部市税事務所の収納管理課収納管理係として集約される予定です。</p>
3	<p>■収納部門集約化対応 本表No.2の内容に関連しまして、変更を行った係（収納管理課収納管理係・収納管理課収納管理担当係・納税課事務係）についてはもともとの係においてシステム上で使用できていた機能や行っていた処理に変更はないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>変更する場合、具体的にどの機能を使用可能とするかご教示下さい。</p>	<p>ご質問の内容については、本案件の要件分析作業内で要件定義として実施すべきものと思われれます。</p>
4	<p>■収納部門集約化対応 本表No.2の内容にある組織（納税課収納係・納税課管理担当係・納税課管理係）以外の組織についてはシステムに対する権限や設定の変更はなく、本案件の対象外と考えてもよろしいでしょうか。</p> <p>変更する場合、具体的にどの機能を使用可能とするかご教示下さい。</p>	<p>ご質問の内容については、本案件の要件分析作業内で要件定義として実施すべきものと思われれます。</p>